

## 子育て応援者及び子ども応援団体登録要綱

令和3年10月18日

子第6号

## (趣旨)

第1 この要綱は、子どもの育ちに関する活動を応援するため、子どもの育ちを応援する担い手となる個人については「子育て応援者」、子どもの育ちに関する活動を行う団体については「子ども応援団体」として登録することに関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2 この要綱における用語の意義は、甲府市子ども未来応援条例（令和2年3月条例第4号。以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

## (登録要件)

第3 子育て応援者及び子ども応援団体として登録できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 条例に賛同する者であること。
- (2) 自らが保有する資源、知識、経験等を活かし、子どもの育ちに関する活動に取り組む者であること。
- (3) 政治、宗教及び営利を目的としない子どもの育ちに関する活動を行う者であること。

## (登録等)

第4 子育て応援者及び子ども応援団体として登録しようとする者は、子育て応援者及び子ども応援団体登録申請書（第1号様式）に、必要書類を添えて市長に申請するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する書類が提出されたときは、その内容を審査のうえ、登録の可否を決定し、子育て応援者及び子ども応援団体登録決定（却下）通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。
- 3 登録の決定を受けた子育て応援者及び子ども応援団体（以下「子育て応援者等」という。）等は、自らが実施する子どもの育ちに関する活動情報を共有するよう努めなければならない。

## (登録期間)

第5 子育て応援者等の登録期間は、第4第2項に規定する登録を決定した日からその日属する年度の末日までとする。ただし、登録期間が満了する日までに第6に規定する登録解除の届出がない場合は、当該登録期間の満了の日の翌日の属する年度の末日までの間、登録の更新がなされたものとし、その後も同様とする。

## (登録内容の変更)

第6 子育て応援者等は、登録内容に変更が生じた場合又は登録を解除する場合は、速やかに子育て応援者及び子ども応援団体登録変更（解除）届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（登録の取消し）

第7 市長は、子育て応援者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を取り消すことができる。

- (1) 第3に規定する登録要件を満たさなくなった場合
- (2) 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合
- (3) 甲府市暴力団排除条例(平成24年3月条例第2号)第2条第1号の暴力団、同条第3号の暴力団員等又は同条例第9条に規定する暴力団員等と密接な関係を有する者であることが判明した場合
- (4) 法令等に違反した場合
- (5) その他市長が子育て応援者等として不相当であると認めた場合

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、子育て応援者及び子ども応援団体登録取消通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（その他）

第8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和3年10月18日から施行する。